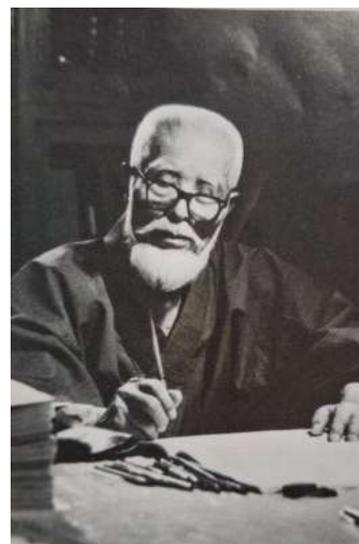


## 【講演録 喜舎場永珣資料にみる尖閣諸島関係資料】

本稿は2026年1月14日、「尖閣諸島開拓の日」式典における講演、「喜舎場永珣資料にみる尖閣諸島関係資料」に資料画像及び注釈を追加したものである。  
(尖閣諸島文献資料編纂会 國吉まこも)



画像右は喜舎場永珣氏  
『八重山民俗誌』上巻より

### あいさつ

こんにちは、尖閣諸島文献資料編纂会の國吉まこもと申します。  
本日は「喜舎場永珣資料にみる尖閣諸島関係資料」というテーマでお話させていただきます。

喜舎場永珣先生<sup>1</sup>は八重山研究の父と呼ばれ、『八重山歴史』をはじめ『八重山古謡』『八重山民俗誌』など多岐にわたる著作をのこしています。また、八重山の歴史や民俗を後世に伝えるために、膨大な資料を収集・保存した偉大な人物でもあります。

資料を所蔵する石垣市立八重山博物館の作成した目録によると、資料総数は2千数百点にものぼります。

本日は喜舎場永珣資料の文書資料、いわゆる古文書類232点の中から3点、当時八重山島役所に保存されていた行政文書、公文書を手がかりに、明治期の沖縄県政がどのように尖閣諸島を認識し、そのような国境の島々がいかにして近代沖縄の中に組み込まれていったのかを、お話しできればと思います。

一般的に、尖閣諸島は日清戦争をきっかけに日本に編入されたと論じられています。これについて「戦争のどさくさを利用して尖閣諸島を編入したんだ」、という指摘が一部にあります。

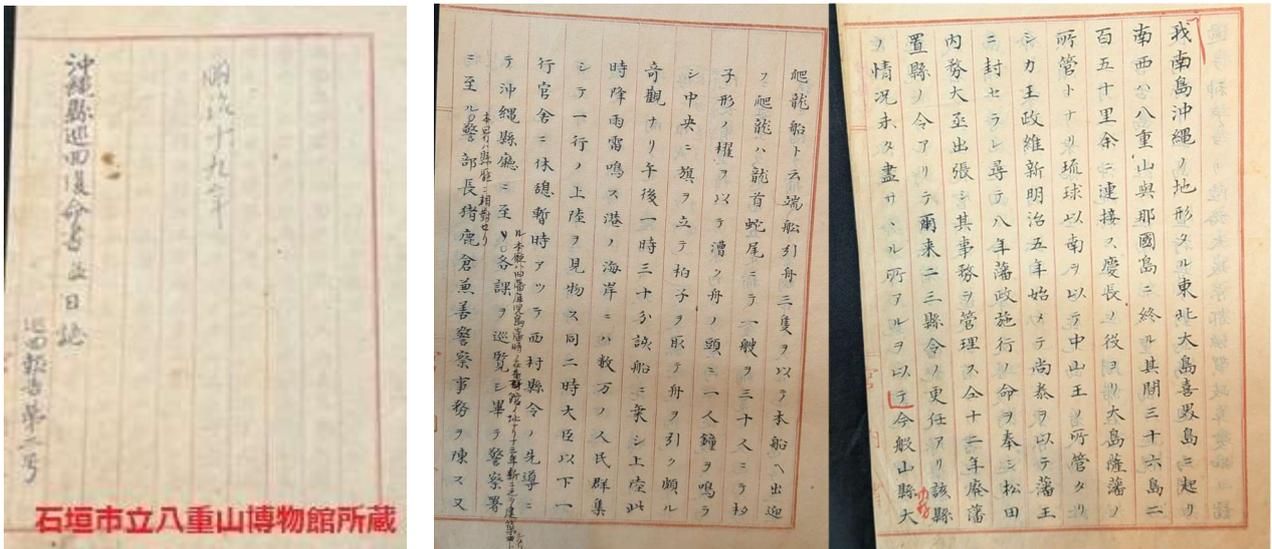
しかしながら、喜舎場永珣資料をはじめとする八重山島役所文書や沖縄県政文書など、当時の資料をひも解いていくと、尖閣諸島の領土編入に至る背景には従来から続く沖縄県の取組があり、それが成就した日が、明治28年1895年の本日1月14日であったことがわかります。

そうした尖閣諸島の編入経緯を、喜舎場永珣資料から見ていきましょう。

### 明治19(1886)年、内務大臣山県有朋沖縄県巡回における宮内省復命書

この資料(※1)は明治19(1886)年に、内務大臣山県有朋の沖縄諸島巡回視察に随行した明治天皇侍従、東園基愛<sup>2</sup>による復命書並に日誌と考えられます。

ときの沖縄県令西村捨三の案内のもと、山県大臣と東園侍従の一行は2月から3月にかけて沖縄諸島、宮古八重山諸島、長崎五島列島、対馬列島を視察、3月末に東京に戻り復命書を提出しました。



(※1: 画像は、喜舎場永珣資料「喜古 00147-1 沖縄県巡回復命書並日誌 巡回報告第二号 明治十九年」より)

スライドでは見づらいですが、朱書きや墨書による修正箇所が確認できることから、清書の前段階の草稿と考えられます。

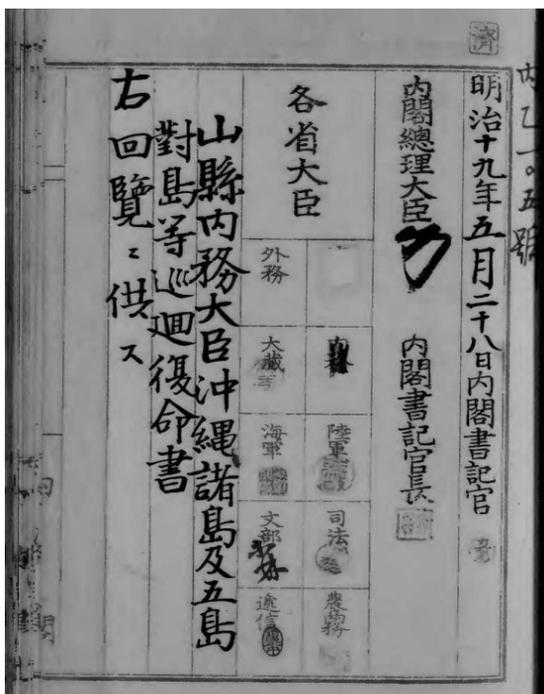
山県大臣が政府に提出した復命書は『公文雑纂』として国立公文書館に所蔵・公開されている有名なものですが、こちらの宮内省復命書は国立公文書館や宮内庁書陵部にもその所蔵が確認できず、極めて希少な一次資料の可能性ががあります。

この復命書の詳細については今後の調査研究が待たれますが、実は尖閣諸島に関する記述は今のところ確認できていません。

今日、講演でこの復命書を取り上げたのは山県大臣復命書には尖閣諸島についての記述があつて、喜舎場永珣先生にはたいへん恐縮なんです、お話の入り口として紹介させていただきました。

勿論、この宮内省復命書の歴史史料としての重要性が極めて大きいことは間違いありません。

### 山県内務大臣一行が見た無人島



さて、山県大臣復命書(※2)<sup>3</sup>の尖閣諸島に関する記述についてお話しさせてください。

(※2: 画像は、公文雑纂・明治19年「大臣伯爵山県有朋沖繩諸島及五島対馬等巡回復命書進達ノ件」より)

復命書の沖縄本島滞在中の記述にこうあります。

「明治19年3月5日…勸業試験場に赴く、那覇の東北数丁、試験場は、那覇市街から数百メートルの所にあつて…そこでは、八重山島ノ牛、慶良間島ノ鹿、久米島ノ鶴を飼育している…釣魚嶼ノ信天翁、魚釣島のアホドリ、は生獲したれども、皆死んで、其翼を蔵す」

とあり、山県は魚釣島で捕獲されたアホドリのはく製を眼にしています。

その後、一行は7日に那覇を出発、8日に宮古島、9日に石垣島を巡回、10日に西表島西部外離島の石炭鉱を視察しています。

そして11日夜、西表島の「外離島ヲ離レ、船東北ヲ指シ直ニ肥前ノ五島ニ向フ。薄暮、一小嶼ヲ見ル。蓋シ無人島ナリ。夜間、船頗ル搖動ス」

夕闇の東シナ海洋上で無人島を遠望しました。

一行には随行した講談師がいました。当時東京で人気を博した松林伯円という人です。伯円は帰京後に談じた講談「沖縄土産」でこの時のことを語っています<sup>4</sup>。

五島列島を目指す洋上、日暮れ時のことです。

「大風起り、激浪甲板を浸す。此時、周囲僅か一、二丁程の孤島を見る。其名を問へばドチツカズ島といふ。是れ、古へ此島を発見せし時、支那、中国に属するものなるや、日本に属するものなるやを地勢等に依て測量せしに、判然せざる所あり。依て、孰れの所屬と定め難き意にて、ドチツカズと名けし由なり。尤も無人島なり」

もちろん、そのような名前の島は海図にはありません。講談師伯円の即興でしょう。

ですが、即興という点を差し引いても、山県が見た無人島、伯円が見たドチツカズ島は尖閣諸島を指している可能性が高いでしょう。東シナ海を北上する蒸気船の甲板上で、国標建設に関する話題が出たと考えられます。

## 政府要人による沖縄訪問の背景

スライド (※3) は、このころ沖縄を訪問した尚家の人々及び政府要人の表です。

(※3：スライド「政府要人による沖縄訪問」)

明治 17 年 中城王子尚典の一時帰省 (随員：前県令岩村通俊、新県令西村捨三)

明治 17～18 年 旧藩王尚泰・宜野湾王子尚寅の一時帰省 (随員：県令西村捨三)

明治 19 年 山県内務大臣の巡視 (随員：西村県令、宮内省侍従、大蔵・司法・文部・農商務各省高官ほか三井物産支配人益田孝など)

明治 19 年 島津忠義・忠済の訪問 (随員：島津公爵家令ほか久光家扶市来四郎など)

明治 20 年 文部大臣森有礼の訪問

明治 20 年 内閣総理大臣伊藤博文・陸軍大臣大山巖の巡視

ざっくり見ると、明治 17 年から 18 年にかけては旧藩王尚泰<sup>5</sup>と息子である王子たちの帰省、明治 19 年には山県大臣、つづいて島津家当主の訪問、そして明治 20 年には文部大臣、総理大臣、陸軍大臣の巡視。この時期、様々な要人が立て続けに沖縄を訪れました。

## 尚家の東京移住と明治 17 (1884) 年、沖縄県への一時帰省

このような訪問には背景があったことをお話しさせてください。

まず、尚家の帰省について見ていきましょう。

明治 12 年の琉球処分、沖縄県設置のさい、尚泰以下尚家の人びとは東京への移住を命じられました。このことに反発した一部の旧琉球藩士民による清国渡航、脱清・救国運動とも呼ばれています。日清間の外交問題になりました。

明治 16 年、明治政府は政府高官の岩村通俊を沖縄県に派遣、県令に任命して尚家および旧指導者層との関係改善を模索します。明治 17 年 18 年には、尚泰親子の帰省を許可して士民層の説得にあてました。

ときの沖縄県令西村捨三は、後年その自伝『御祭草紙』の中で、沖縄県の士民を説得するため当初は尚典を帰省させて説得にあてたが、それでは充分でなかったこと。ために沖縄の現状を明治天皇に奏聞することで、つづく尚泰・尚寅の帰省が実現したと回想しています<sup>6</sup>。

この時期の明治政府と沖縄県当局は尚家との関係改善を通じて、沖縄県士民層の動揺を鎮撫して県治の安定化を図りました。このことは今後の県治方針として定められたと考えられます。

## 『明治天皇紀』における尚泰への爵位授与についての記述

5 月、故郷の沖縄から東京に戻った尚泰は明治天皇から侯爵の爵位を賜りました。

『明治天皇紀』という明治天皇の伝記にこうあります。

「明治 18 年 5 月 2 日 午前 10 時 表一の間にて授爵式を行はせられ、旧琉球藩王従三位尚泰に授くるに侯爵を以てす…明治 12 年、琉球藩を廃して沖縄県を置くや、琉球島民或はこれを喜ばざる者

あり、走りて清国に入り、其の声援を請ひて我が版図を脱せんとする者あり。朝廷、尚泰を待つに優恩を以てし、島民の危虞を除き、恩を施し、威を宣べ、以て県治を円滑にせんとし、是の日授くるに、此の榮爵を以てしたまふ。島民、旧藩王の恩寵に浴すること深きを觀、始めて意を安じ、我が仁政に悦服せり」<sup>7</sup>

こうして、尚家との関係改善を通じて沖縄県治の安定化が図られましたが、同じ年の4月、明治政府にとって予期せぬ事態が起こります。

## 明治18(1885)年4月 巨文島事件の勃発

巨文島事件とは1885年4月15日、イギリス東洋艦隊が朝鮮半島南部の離島、巨文島を占領した事件です。当時の東アジアではイギリスとロシアが対抗関係にありました。イギリスはロシアの朝鮮半島進出をはばむため、事前に朝鮮政府の承諾を得ることなくロシア極東艦隊の要路にある巨文島を占領しました。

イギリスとロシアのような西欧列強が互いの争いのために、東アジア諸国の島々を占領する行為を辞さない態度をみて危機感を抱いたのが当時の外務大臣井上馨です。

井上は外国軍艦によって日本周縁の離島、国境の島々が占領されることを強く警戒します。

とくに沖縄・南西諸島方面において、外国軍艦による離島島嶼の占領を、井上は心配しました。

この時、沖縄県を所管する、内務省トップの山県大臣は東京を離れていたのですが、井上は上京中の西村県令と直接面談して、宮古・八重山諸島をはじめ、沖縄県下各離島島嶼の巡回を命じました<sup>8</sup>。

このことが、南北大東島そして尖閣諸島の現地調査へと繋がっていきました。

## 沖縄県周辺無人島調査、南北大東島、尖閣諸島魚釣島

まず明治18年8月末、南北大東島の現地調査が行われ、両島には沖縄県管轄を示す国標が建設されました。

この時、沖縄県が政府に提出した報告書はのち明治天皇の高覧に供されました。

沖縄県周辺の無人島大東島の所轄編入について天皇へ報告されたことは、そのような離島島嶼についても、この時期特別な関心が持たれていたことがうかがえます<sup>9</sup>。

つぎに10月末には尖閣諸島魚釣島が現地調査されましたが、国標建設は見送られました<sup>10</sup>。

これは、当時の日清関係を考慮した井上大臣以下外務省による慎重な判断でしたが、沖縄県当局ではこの時から沖縄県の県域、その境界を明確にするという目標が意識付けられました。

## 巨文島事件が日清外交に与えた影響

この巨文島事件が日本外交に与えた影響、とくに日清間で協議された分島交渉がこの時に放棄されたことを少し紹介させてください。

会場にはご存じの方も多いと思いますが、分島交渉というのは琉球処分によって起った日清間の外交問題に対して、宮古・八重山諸島を沖縄県から分離して清国に譲渡することでその解決を図るものでした。この時期交渉は中断状態になっていました。

ですが井上大臣は巨文島事件への対応を進める中、明治18年6月10日、北京に駐在する榎本武揚公使あてに発した訓令<sup>11</sup>でこの件について

「近來欧州諸国はしきりに殖民政略を極東地方へ向けているため、一孤島たりとも決してなおざりにはできないこと。日本政府はすでに蒸気船出雲丸を琉球へ送り、宮古・八重山諸島間を往復させていること。また、工部省の技師を派遣して、政略上重要な、西表島の石炭鉱をも調査させていて、もはや分島交渉を行う時期にはないこと。清国側代表の李鴻章が来日して、琉球案、分島交渉を再開しようとしても、日本側の責任者である、わたくし井上は、拒否するしか術がない」と明かして、現在の状況を伝えると共に分島交渉の放棄を示唆しました。

さてお話に戻ります。明治18年11月、沖縄県から上京した西村県令は太政大臣三条実美に建議書を提出しました。

この建議書<sup>12</sup>の中で西村は、自身の赴任以降、沖縄県治にあたり種々の特典が政府によって施行されて県治の安定は一段落したが、まだ充分ではないと述べ、つづけて英露関係つまり巨文島事件の対策として命ぜられた一連の沖縄諸島の警戒取締は済んだものの以前不安な点があるため、今後は内閣諸公、政府要人の沖縄県巡視を求めるとともに同県まで電信線を敷設して不測の事態に備えたいと訴えました。

## 山県有朋の沖縄諸島巡視と沖縄県下「無人島」

西村の建議に応じる形で、明治19年山県内務大臣の沖縄巡視を皮切りに島津公爵の訪問、文部大臣、総理大臣・陸軍大臣の巡視などがこの時期続けて実施されたものと思われます。

山県大臣の沖縄巡視について『明治天皇紀』にはこうあります。

沖縄巡視出発前の明治18年12月16日の記述には

「参議兼内務卿伯爵山県有朋を沖縄県に差遣し、県治の状及び軍事・産業・教育等の事を視察せしむ。蓋し県治を刷新し、国防を完成し、産業を興し、教育を奨むるの方法を攻究せしめんとするなり」<sup>13</sup>

そして、帰京した明治19年3月31日の記述には

「内務大臣伯爵山県有朋・侍従子爵東園基愛、沖縄諸島及び大島・五島・対馬を巡視し、具に沖縄県治の状、及び諸島の軍事等を視察して、是の日帰京す。尋いで5月に至り、有朋其の視察観感する所を叙して復命書を上る」<sup>14</sup>

3月31日の記述の末尾には山県有朋復命書、東園基愛復命書を参照したことが記されています。冒頭で紹介した喜舎場永珣資料は、この東園復命書の草稿の可能性が高いと思われます<sup>15</sup>。

明治17年から18年にかけて、脱清・救国運動を鎮静化して県治の安定を図る目的で、尚家と明治政府との関係改善の方針が定められ、また巨文島事件を受けての沖縄諸島の警備活動を通じ、明治19年の山県内務大臣沖縄巡視により沖縄県治の刷新、国防の完成という方針が示されました。

国防の完成という方針は、沖縄県当局者にとってはその県域、範囲の明確化であり、沖縄県周辺無人島の実態調査と所轄編入もまた意識付けられたものと考えられます。

なぜなら、明治19年以降の歴史資料には「沖縄県下の無人島」についての記述が見られるようになるからです。その例をあげると

明治20年1887年頃に編纂された、当時の沖縄県治の概要をまとめた『沖縄県雑録』（※4）には、南北大東島、尖閣諸島に加えて南波照間島<sup>16</sup>などの沖縄県下の無人島が将来開拓すべき島としてあげられています。

また、明治25年1892年1月に沖縄県が海軍省に願出た沖縄県下無人島調査の上申書（※5）には、調査対象として南大東島、北大東島、久米赤島、久場島、魚釣島、南風波照間島、ラサ島といった七島の無人島があげられています。

宮古島ヨリ西ニ距ル凡百海里許ニ無人島アリ魚釣  
 島ト云フ又魚釣島ト久米島ノ間ニ無人島ニ座アリ  
 一ツ久米赤島ト云ヒ一ツ久場島ト云フ魚釣島ハ稍大ニシ  
 テ高峯海上ニ突起シ樹木繁茂ヒテ本縣ヨリ清國福  
 建航路ノ目標ヲナシ福州ニ容通セリ故ニ置縣後ト雖  
 トモ此島踏査ノコトヲ言フ者ナシ然レトモ沖繩ノ屬島  
 ヲ論テ俟カレハ黙止ニ附ス可カシムルハ明治十八年十

沖繩縣雜錄  
 總論  
 沖繩羣島ハ西海道薩摩ノ南洋中ニアリ北  
 緯二十四度十分ヨリ起リ二十七度五十分ニ  
 止ル經線ハ西經十一度十分ヨリ起リ十六度  
 五十二分ニ止ル疆域東ハ太平洋ヲ限リ北ハ  
 鹿兒島縣大島諸島ト海水ヲ分ケテ西南  
 ハ台灣島ニ容通シ西ハ遙々大洋ヲ隔テ清  
 國福建ノ泉州ニ對ス大小五十餘島アリ四十  
 三間切ニ分ツ戸數七萬五千八百四十餘ニシテ  
 人口三十七萬二千五百十餘アリ東北ニ一一大島

(※4: 画像は琉球・沖縄関係貴重資料デジタルアーカイブ、『沖繩縣雜錄』阪巻・宝玲文庫 (ハワイ大学所蔵) HW539c1、より) 17

甲第十六号  
 無人島探査等之儀ニ付上申  
 本縣管下ニ接近セル無人島之儀ニ付テハ  
 追々且筋々経司之上実地ヲ踏本且シ國  
 標建設取計候分モ有之候得共尚ホ未  
 タ踏本直之時機ヲ得ナル島嶼等係ヤテ  
 紙之通有之候處未ル三月頃本縣近海  
 巡航之軍艦乗着可相成哉函説モ有之  
 采ニテ右様之函詮議等モ有之儀ニ候得  
 本邦版圖ニ編入可相成儀ト被存候向該  
 島之位置周回等特ニ探査相成候  
 様致度此旨上申候也

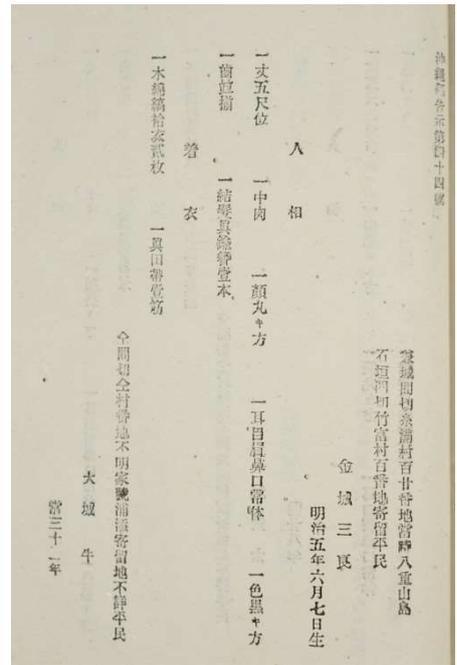
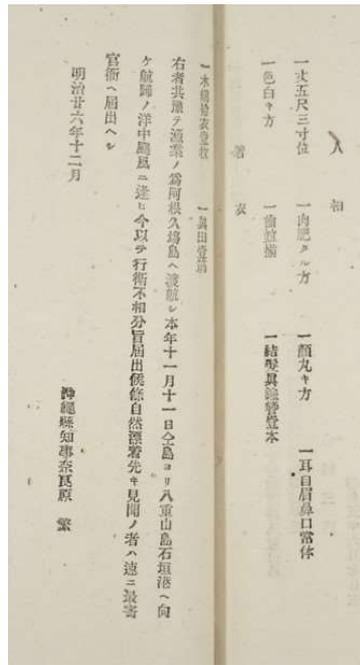
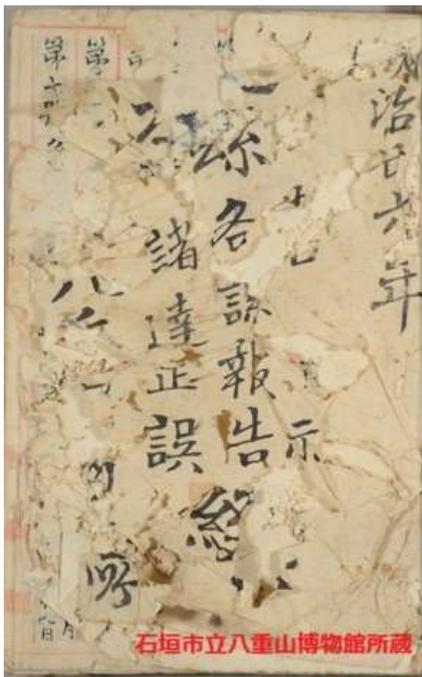
一久米赤島  
 一久場島  
 一魚釣島  
 此三島ハ琉球國領内積古来相心得居其位  
 置沖繩縣下ト清國福州トノ間ニ散在セル無人  
 島ニシテ其助内令ニ依リ明治十八年十月實地  
 踏査トシテ沖繩縣屬島等計等汎遣セルノ國標  
 建設等義同年十月何出候處同十二月何  
 目下建設ヲ要セサル義ト心得有外務内務兩  
 御指令アリ然レモ追々管下人民漁業ノ為渡  
 航候者モ有之是ク府轄ヲ定メ置カレバ不都合

(※5: 画像は『軍艦海門沖繩群島探査并復命書 (2)』JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C06090956100 「明治25 公文備考 艦船下水路兵員卷4 (防衛省防衛研究所)」より) 18

喜舎場永珣資料における「阿根久場島」

そのような、沖縄県下の無人島の1つに阿根久場島 (アコンクバシマ) という島があります。この島に関する喜舎場永珣資料を見てみましょう。

明治 26 (1893) 年 12 月、沖縄県告示第 44 号 (※6)



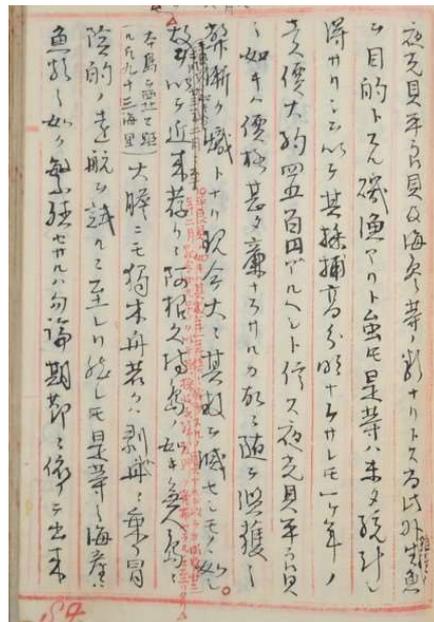
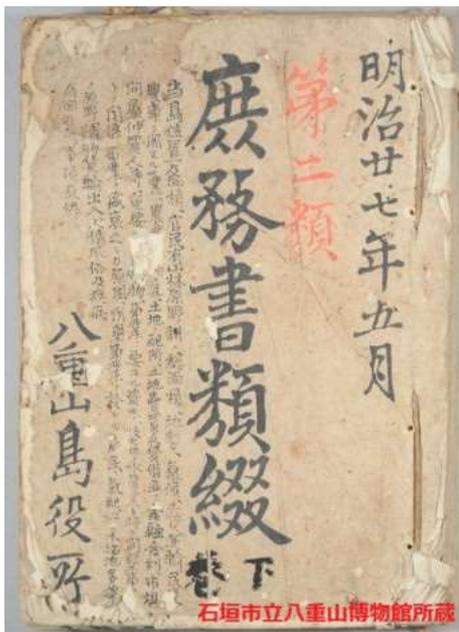
(※6: 画像は喜舎場永珣資料「喜古 00071 本県各課報告綴 諸達正誤 明治二十六年」より)

これは明治 26 年の沖縄県による告示をまとめた綴りです。12 月に出された告示第 44 号には、当時、沖縄本島南部糸満籍の金城三良以下漁師 3 名が阿根久場島に出漁していたが、この年の 11 月 11 日に石垣島へ戻るため阿根久場島を出発したところ、暴風にあい行方不明になったので彼らを発見した場合は最寄りの役所へ届出るよう書かれています。

ちなみに、翌明治 27 年 2 月には官報においても同一の内容が告示されました<sup>19</sup>。

八重山諸島の近海に阿根久場島という島があつて、そこへ出漁する人々がいたことがうかがえます。この阿根久場島はどのような島なのか、つぎの資料をみてみましょう。

明治 27 (1894) 年 5 月、庶務書類綴・下巻 (※7)



(※7: 画像は喜舎場永珣資料「喜古 00139 庶務書類綴 下巻 明治二十七年五月」より)

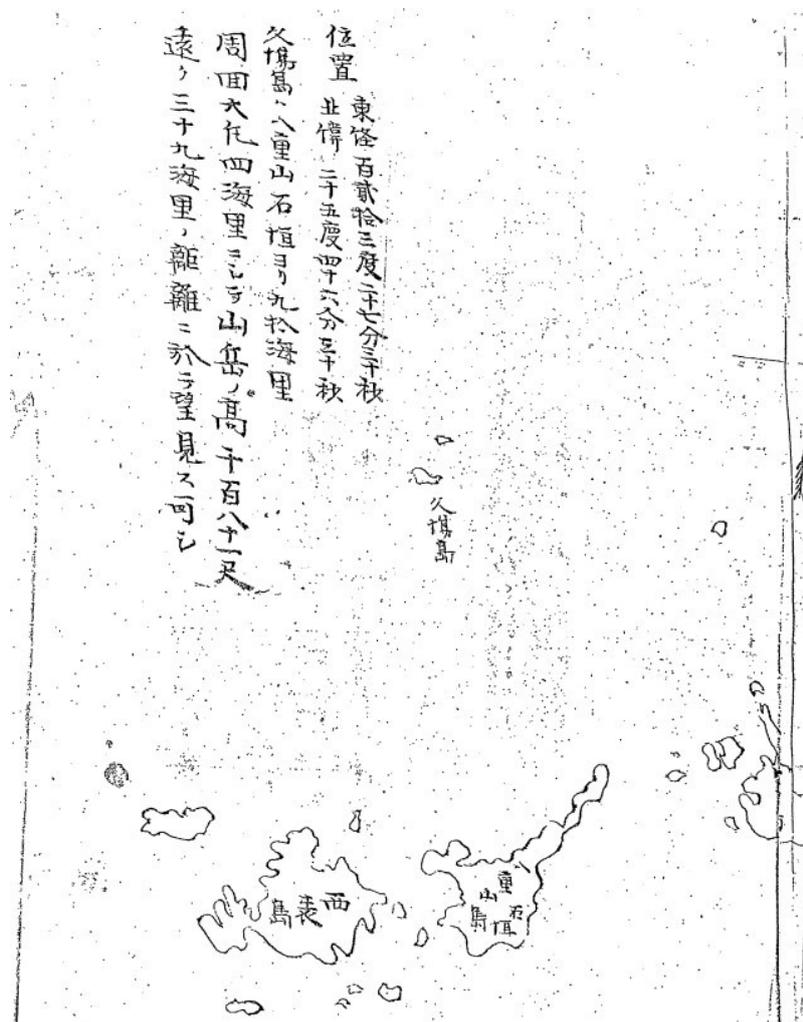
この綴りは明治27年に沖縄県を訪問した農商務省技手原熙（はらひろし）の依頼により八重山島役所が作成した調査書類です。

その水産の項に、当時石垣島の北西93裡に浮かぶ無人島阿根久場島へ高価な夜光貝や平良貝、いわゆる真珠貝のことで、そのような貝殻を目当てに、サバネという沖縄では伝統的な漁業用の小型のカヌーや丸木舟で冒険的な出漁に出ていく人々がいると記されています。

先ほどの沖縄県告示で見た、阿根久場島から石垣島へ帰る途中に遭難した漁師たちは、そのような人々の一部と考えられます。この阿根久場島はおそらく尖閣諸島の魚釣島、久場島を指していると考えられます。

その理由として、いくつか資料をみてみましょう。

### 『官有地拝借御願』明治28（1895）年、古賀辰四郎<sup>20</sup>



この図は『官有地拝借御願』という明治28年1895年6月に、のちに尖閣諸島開拓者として知られる古賀辰四郎が沖縄本島の役場に提出した<sup>21</sup>、尖閣諸島の拝借を願出る書類に綴られたものです。

この翻刻文は1970年頃には紹介されていて有名なものですが、実は願書の末尾にはこのように尖閣諸島の位置の概略が示されています。

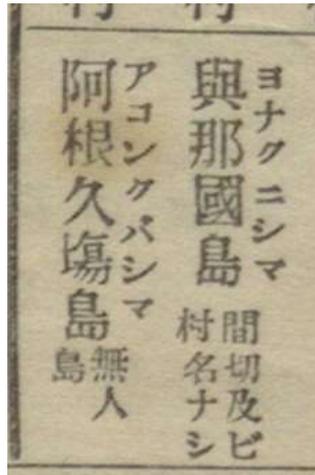
古賀が拝借を願出した久場島は八重山石垣島より90裡離れた島で周囲凡そ4里、標高1181呎。図の方角からすると北北西の北よりに見えます。

もう1つ、那覇市の博物館が所蔵する資料を見てみましょう。

『沖縄県警察区画地図及一覽表』 横内家文書 [明治26年末カ] (※8)

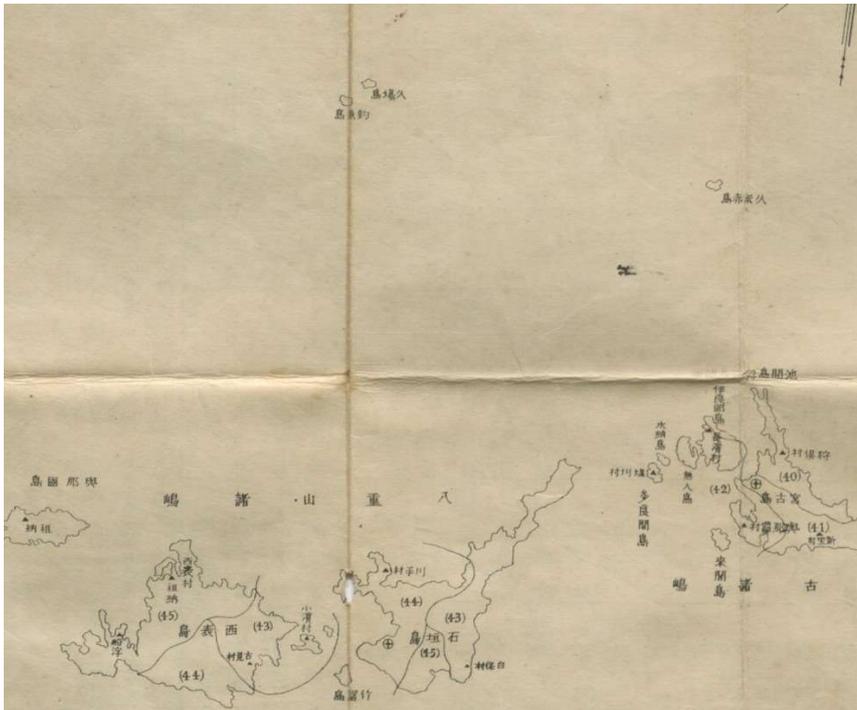
これは明治26年1893年末に沖縄県が刊行した『沖縄県警察区画一覽表』という図版になります。八重山島警察署の所轄一覽には阿根久場島、無人島が登録されています。

八重山島警察署									
位置大濱間登野城村									
大濱間切	大濱村	大川村	大得村	平得村	眞榮里村	波照間村	登野城村		
西表村	上原村	崎山	宮長間切	白石村	宮長村	宮長村	盛山		
桃原村	伊原間切	伊原保村	平久保村	野底村	小嶺村	鳩間村	高那		
古見村	石垣間切	新垣村	石垣村	名護村	嶺村	平海村	川平		
竹富村	新城村	黒島村	仲間村	南風見村	阿根久場島無人	阿根久場島無人	阿根久場島無人		

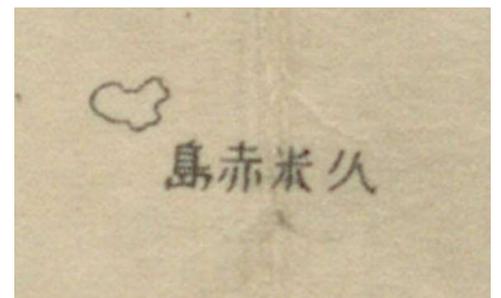
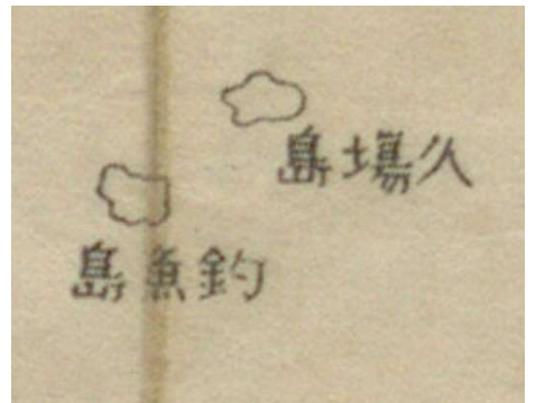


(※8: 画像は、那覇市歴史博物館横内家文書『沖縄県警察区画地図及一覽表』より<sup>22)</sup>

この表には裏面があって『沖縄県警察区画地図』(※9)が描かれています。そちらの八重山と尖閣部分も見てみましょう。



(※9: 画像は、那覇市歴史博物館横内家文書『沖縄県警察区画地図』より<sup>23)</sup>



さきほどの古賀の願書にある図に似てませんか？

地図には阿根久場島という島は描かれていませんが、そのかわりに釣魚島、久場島、久米赤島の三島が確認できます。

「阿根久場島」という名称は八重山島役所と沖縄県当局が行政上の所轄区域として仮に名付けた、尖閣諸島の島々を指す呼称だったと考えられます。

これまで見た資料は古賀の願書をのぞくと、明治26年27年の資料、つまり明治28年1895年のいわゆる尖閣諸島領土編入以前の時期のものですが、すでに阿根久場島として尖閣諸島は八重山諸島の、沖縄県の所轄内として扱われているように見えます。

この点についてもう少しお話しさせてください。

## 明治24(1891)年12月、阿根久場島(尖閣諸島)を仮所轄に

さきにお話ししたように明治18年に尖閣諸島への国標建設、すなわち所轄編入は見送られましたが、その頃に意識されることになった沖縄県治上の県域範囲の明確化は、その後の歴代県政にも引き継がれたと考えられます。

明治18年以降、沖縄県治が安定していく中、八重山諸島において人々の往来が活発になると尖閣諸島へ渡島する人びとがあらわれはじめます。

明治22年1889年12月、当時の八重山島役所長西常央(にしつねのり)は沖縄県知事にあてて、この年の2月に石垣島に設立された八重山島共同水産会社が尖閣諸島に出漁していることから、八重山島役所の所轄に編入したい旨を申出しました<sup>24</sup>。

時の知事は高知県出身の丸岡莞爾(まるおかかんじ)という人で、丸岡はさっそく年が明けた翌明治23年1890年1月に内務大臣にあて、去る明治18年に調査した尖閣の島々について八重山島役所から所轄に編入したいと申出もあるので、同役所の所轄に定めた旨を伺出しました<sup>25</sup>。

この時には編入の許可には至りませんでした。尖閣諸島への人びとの渡航・出漁はその後にも継続されたと考えられます。

その後、明治24年1891年12月には大東島と阿根久場島の所轄について県庁内で協議が行われ、どちらも今後開拓出願者があらわれる可能性が高いとの理由から大東島を那覇役所および那覇警察署、阿根久場島を八重山島役所および八重山島警察署の仮所轄と定める訓令が布達されました。

スライドは国会図書館デジタルコレクションのもの<sup>26</sup>です、その明治24年度警察略誌には、12月11日 県訓令第46号を以て、県下大東島の警察所轄を、仮に那覇警察署に付す同日 県訓令第47号を以て、阿根久場島の警察所轄、仮に八重山島警察署に付すと記されています。

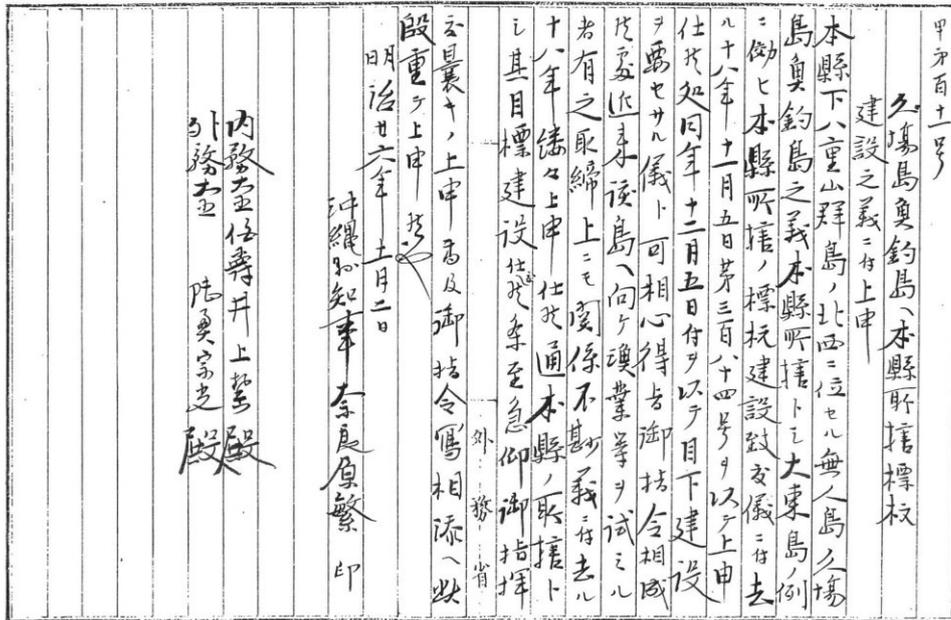
尖閣諸島は阿根久場島として八重山島役所及警察署の仮所轄に定められたと考えられます。

ときの丸岡知事は翌明治25年1月、さっそく海軍省へ尖閣諸島をふくむ沖縄県下の無人島へ海軍測量艦を派遣して実地調査するよう願出しました<sup>27</sup>。仮所轄と定めた以上は、将来の正式な所轄編入に向けて下準備を整えようとしたのでしょう。

ですが、丸岡はこの年7月にこれは全く別件の問題<sup>28</sup>なのですが沖縄県知事を解任されました。後任には鹿児島県出身の奈良原繁が任命されました。丸岡県政を引き継いだ奈良原知事は明治26年11月、内務大臣・外務大臣あてに尖閣諸島に沖縄県所轄の標杭を建設したい旨の上申書を提出します。この沖縄県上申に応じたかたちで明治28年1895年1月14日に尖閣諸島の領土編入が閣議決定されました。

十二月十一日 警告達第五號ヲ以テ巡査勅令調査法ヲ定メ各署ノ取扱ヲ一定ス  
全月全日 縣訓令第四六號ヲ以テ縣下大東島ノ警察所轄ヲ假リニ那覇警察署ニ付ス  
全月全日 縣訓令第四七號ヲ以テ阿根久場島ノ警察所轄假リニ八重山島警察署ニ付ス

明治 26 (1893) 年の沖縄県上申 (※10) と明治 28 (1895) 年の閣議決定



(※10：画像は、「1. 沖縄県久米赤島、久場島、魚釣島へ国標建設ノ件 明治十八年十月」、JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B03041152300、『帝国版図関係雑件 (1. 4. 1. 7\_001)』、外務省外交史料館より) <sup>29</sup>

これが上申書の写しです。外務省外交史料館に所蔵される帝国版図関係雑件というファイルの中の明治 18 年と 28 年の尖閣諸島編入について、外務省と内務省間のやりとり、その公文書類をまとめた綴りに収められています。

この資料もよく知られたものですが、今日のお話で注目したいのは上申書の文言です。

奈良原知事は上申書の中で、さる明治 18 年に尖閣諸島への国標建設を政府に上申したところ、「目下その必要はないと心得るよう」指令があったこと。

しかし近年漁業者が尖閣諸島へ渡航・出漁するようになり、その管理が必要なため

「去る明治 18 年、縷々 (長々と、くどくどと) 上申仕り候通り」、所轄編入したいと訴えています。

奈良原知事の文言からは沖縄県にとってみれば尖閣諸島は明治 18 年以来、長々と所轄への編入を求めてきた島々であることがうかがえます。

おわりに

尖閣諸島領土編入が閣議決定された時期、すなわち日清戦争の末期にあたることに注目して、戦争のどさくさに紛れて領土編入がなされたものという指摘をする人たちもいます。

中国の識者の間では日清戦争の際に日本に盗み取られたという批判もあるようです。

たしかに、領土編入の時期に注目して尖閣諸島の編入経緯を論じ、研究することは重要なことでしょう。

ですが今日お話しさせていただいたように、喜舎場永珣資料をはじめとする八重山島役所文書、沖縄県政文書などの歴史資料を通して沖縄県の近代、県政・県治の歴史という視点で見ると、そこにはまた違った、もっと地道で連続した沖縄県の姿が見えてきます。

当時の、近代沖縄の人々や行政がなぜ、そしてどのようにして自らの「境界」を確定させようとしていったか。

そうした視点から歴史を捉え直すことも同じように重要なことであり、今後求められていく取組と考えます。

お話は以上になります。ご清聴ありがとうございました。

- <sup>1</sup> 喜舎場永珣（きしゃばえいじゅん）、明治18（1885）年7月、沖縄県八重山島大浜間切登野城村に生まれる。明治33（1900）年、八重山高等小学校卒業、八重山島庁の給仕となる。この頃の同庁には書記として、のち八重山古賀商店支店長となる嶺岸左多之佐、喜舎場氏が古文書解読を教わることになる遠藤利三郎が勤務している。明治36（1903）年、沖縄県師範学校入学、明治38（1905）年、同校卒業後、石垣島大川尋常小学校教諭となる。教職の傍ら、八重山古謡をはじめ、民俗・歴史史料の採集に尽力し、伊波普猷、柳田国男ら研究者と交流を重ねる。昭和7（1932）年には、教職を辞して自身の研究に専念した。昭和45（1972）年没、行年88歳
- <sup>2</sup> 東園基愛（ひがしぞのもと）、明治19年『職員録』甲によると、この時宮内省侍従職、侍従 奏任官二等、従四位勲六等子爵。なお、喜舎場永珣資料の東園復命書には、「巡回報告第二号」とあるが、東園は前年11月から12月にかけて小笠原諸島を巡回視察しており、その小笠原視察につづく沖縄視察を第二号と位置付けたものと推察する
- <sup>3</sup> 国立公文書館デジタルアーカイブ、『公文雑纂』・明治19年・内務省「大臣伯爵山県有朋沖縄諸島及五島対馬等巡廻復命書進達ノ件」、<https://www.digital.archives.go.jp/item/2481036>
- <sup>4</sup> 郵便報知新聞、明治19（1886）年4月1日付記事「沖縄土産（前号の続）」
- <sup>5</sup> 尚泰（しょうたい）、最期の琉球国王。1843年生1901年没。尚泰の生涯については、東恩納寛惇著『尚泰侯実録』、川畑恵著『尚泰』（日本史リブレット 人 No.80）に詳しい
- <sup>6</sup> 西村捨三著『御祭草紙』p46-47、国立国会図書館デジタルコレクション、<https://dl.ndl.go.jp/pid/781852>
- <sup>7</sup> 宮内庁書陵部編『明治天皇紀』第6巻p402
- <sup>8</sup> 関係資料は、国立国会図書館憲政資料室、『井上馨関係文書』「山県有朋 井上馨宛書簡：明治18年4月30日」[資料番号：621-2]。国立公文書館デジタルアーカイブ、『公文録』・明治18年・内務省「沖縄県下へ船舶回漕ノ件」、<https://www.digital.archives.go.jp/item/3627994>。国立台湾大学図書館数位典藏館、田代安定文庫「[沖縄県令西村捨三回覆外務省内務省關於外國船艦報告、炭礦調査、以及港灣調査文書]」、<https://dl.lib.ntu.edu.tw/s/Tashiro/item/714625> など
- <sup>9</sup> 国立公文書館デジタルアーカイブ、『公文録』・明治18年・内務省「大東島巡視済ノ件」、<https://www.digital.archives.go.jp/item/3627248>
- <sup>10</sup> 「1. 沖縄県久米赤島、久場島、魚釣島へ国標建設ノ件 明治十八年十月」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B03041152300、『帝国版図関係雑件』（1.4.1.7\_001）（外務省外交史料館）、<https://www.jacar.archives.go.jp/das/image/B03041152300>。なお、国標の建設（所轄編入）が見送られたものの、潜在的な沖縄の属島（管下・県下無人島）という認識は外務省・内務省・沖縄県ともに共有していたことを注記しておきたい
- <sup>11</sup> 「4. 第四冊 第十四編 至 十六編 / 3 第一五編 善後商議」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B03030242900、『日清交際史提要』（1.1.2.54\_001）（外務省外交史料館）<https://www.jacar.archives.go.jp/das/image/B03030242900>。ほか「琉球問題ノ為ナラハ寧ロ李鴻章ノ来朝ヲ欲セサル件」『沖縄県史』第15巻、雑纂2、p369
- <sup>12</sup> 国立公文書館デジタルアーカイブ、『公文別録』・明治18年・上書建言録「沖縄県令建議内閣諸公ノ内該県下巡視及ヒ電信線架設等ヲ希望スルノ議」、<https://www.digital.archives.go.jp/item/628999>
- <sup>13</sup> 前掲書『明治天皇紀』第6巻p512
- <sup>14</sup> 同上、p563
- <sup>15</sup> 『明治天皇紀』には参照文献として、山県復命書、東園復命書が記されている。明治天皇紀の編纂にあたり両復命書はセットとして扱われたのではと推察する。なぜ喜舎場永珣資料にこの復命書草稿が収められているかは、今後の研究課題である
- <sup>16</sup> 南波照間島（ばいばてろま）。琉球国時代に波照間島の住民の一部が苛税を逃れるため、その南方の島嶼に移住したという伝承が存在した。沖縄県設置後も田代安定、埴忠雄、石沢兵吾などの県属が、南波照間島への言及ないしは八重山住民からの聞き取りをのこしている
- <sup>17</sup> 『沖縄県雑録』阪巻・宝玲文庫（ハワイ大学所蔵）HW539c1、<https://shimuchi.lib.u-ryukyu.ac.jp/collection/sakamaki/hw53931>
- <sup>18</sup> 「無人島等探求之義ニ付上申」、<https://www.jacar.archives.go.jp/das/image/C06090956100>
- <sup>19</sup> 『官報』第3192号明治27年2月21号付録「難船行方不知」、国会図書館デジタルコレクション、<https://dl.ndl.go.jp/pid/2946456/1/9>
- <sup>20</sup> この資料の初出は『季刊沖縄』第56号（1971.3、発行、尖閣列島特集）であり、同書p248-249の「尖閣列島関係主要文献目録」および編集後記には古賀善次が同誌に提供したことが記されている。同資料の

写真が『朝日アジアレビュー』夏季号、1972年第2号通巻第10号に紹介されている。尖閣諸島文献資料編纂会にある同資料はコピーされた複製物である

- <sup>21</sup> この資料の構成は次のようになる。明治28年6月10日付の古賀辰四郎による内務大臣宛の願書「官有地拝借御願」と久場島概略図、願書に冒頭「廿八 八重進第二一三号」と「野村（おそらく当時の八重山島役所長野村道安）」の印。つづいて同月11日付の沖縄県那覇西主取照屋興行の奥書「廿八 西第三九二号」。同28日付の八重山島頭宮良当宗以下3頭による奥書「廿八 八重第九九五号」。当時の沖縄県では願書の受付は出願者が居住する地方役所がその窓口となっていた。そのため古賀辰四郎は当時寄留していた那覇西村の役場に願書を提出し、同役場では久場島を所管すると考えられる八重山島の地方役場である同蔵元へ西村主取の奥書を添えて転送した。八重山蔵元では宮良頭以下3頭が奥書を添えて、その上級機関である八重山島役所へ願書を転送したと考えられる。役所長である「野村」の捺印があること、八重（山島役所）進（達）の印字が確認できることから、八重山島役所が、その上級機関である沖縄県庁に転送の手続きを進めた、乃至は転送された（県庁で受理されたことまでは確認できない）ことが、願書からは確認できる。那覇西の村役場に内務大臣あての願書が届け出られたのだから、当時の村役人（おそらく地元那覇のうちなんちゅう）が、おどろいたこと（あきさみよー！ちゃーすがやー！）は容易く想像できる
- <sup>22</sup> 那覇市歴史博物館蔵、『沖縄県警察区画一覧表』、<https://www.rekisho-archive.city.naha.okinawa.jp/digital-museum/6/104671>。講演では、内閣官房領土・主権対策企画調整室『尖閣諸島に関する資料調査報告書』（平成31年度）の画像を使用した <https://www.cas.go.jp/jp/ryodo/kenkyu/assets/pdf/senkaku/report/senkaku-report-no18.pdf>
- <sup>23</sup> 同上
- <sup>24</sup> 沖縄県立図書館貴重資料デジタル書庫『八重山島ニ係ル書類』、[https://www.library.pref.okinawa.jp/item/index-1100235290\\_1004374433.html](https://www.library.pref.okinawa.jp/item/index-1100235290_1004374433.html)
- <sup>25</sup> 注9『帝国版図関係雑件』参照
- <sup>26</sup> 沖縄県警察部編『沖縄県警察統計表』明治24-26年分、国立国会図書館デジタルコレクション、<https://dl.ndl.go.jp/pid/785183>。ほか、『大東島取調書』那覇市歴史博物館蔵、<https://www.rekisho-archive.city.naha.okinawa.jp/digital-museum/7/91614> を参照
- <sup>27</sup> 注16に同じ
- <sup>28</sup> 丸岡知事の解任は、当時赤砂糖製造奨励のために沖縄県当局が進めた八重山開墾政策が発端と考えられる。当局は県外資本家・実業家を八重山に呼び込み、広大な甘蔗敷地の開墾と海外輸入糖への対抗策として赤糖の生産を試みた。阿波の中川虎之助など県外糖業家の開墾出願が相次いだ。この政策は八重山地元民の反発を招いた。八重山島頭の1人、宮良当宗は明治24年末、沖縄本島首里に登った際、八重山の窮状を尚家中城御殿に訴える。中城御殿では対抗策を模索する（県外資本家の開墾を防ぐための、尚家による八重山への開墾出願）と共に、東京の尚泰に八重山の事情を報告した。中城御殿からの報告を受け、尚泰は内務大臣・農商務大臣あての書簡で、現在沖縄県士民は疲弊を重ね、まさに「窮餓ノ域ニ陥リ」かねないとして、その打開策として尚家の八重山開墾に便宜を図るよう訴えた。（極めて異例なことと考えられるが）旧主である尚泰が、沖縄の窮状を訴えたことは、現県政の否定であり、その責任者である知事にとっては、立つ瀬がないこととなる。結果、丸岡は沖縄県知事を解任され（高知県知事に転任）、沖縄県知事には奈良原繁が就任した
- <sup>29</sup> 注9に同じ